

発議第4号

令和6年6月27日

木津川市議会議長 長岡 一夫 様

提出者 木津川市議会総務文教常任委員会  
委員長 玉川 実二

再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会会議規則第14条  
第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

## 再審法改正に向けた速やかな議論を求める意見書（案）

再審制度は、誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であり、刑事訴訟法（第4編再審、以下「再審法」という。）に規定が設けられている。

しかしながら、重要な課題として、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられている。

このことから、再審開始決定を得た事件の多くでは、開示された証拠が再審開始の判断に影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化の重要性は明らかであるが、証拠開示に係る明文の規定が存在せず、裁判所の裁量に委ねられているとの指摘がある。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては、不服申立てによって、更に審理が長期化し、えん罪被害者の救済が遅延することが指摘されるとともに、検察官は不服申立てによらずとも、再審公判において主張の機会が保障されており不都合はないとの見解もある。

近年、再審事件の動向に関する報道等により、再審やえん罪被害に対する社会の関心が高まっている状況にあり、木津川市民からも同様の声を聴く。国及び関係機関におかれては、えん罪被害者を迅速に救済することと、併せてえん罪被害者をつくらないためにも、再審法改正に向けた議論を速やかに行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月27日

木津川市議会議長 長岡 一夫

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官